

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(改訂版)(案)に対する意見募集の結果 (概要)

別紙 3

1. 実施期間 平成31年4月27日(土)～5月31日(金)

2. 意見提出者 合計2,246者

(1) 法人・団体 12者

【放送事業者関連団体：3団体】

- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人衛星放送協会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【放送事業者：1社】

- 株式会社中国放送

【番組製作会社関連団体：1団体】

- 一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 (ATP)

【番組製作会社：1社】

- 信州映像舎株式会社 (長野県)

【権利者団体：6団体】

- 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma)
- 一般社団法人日本音楽事業者協会 (音事協)
- 一般社団法人日本音楽制作者連盟 (音制連)

- 一般社団法人映像実演権利者合同機構 (PRE)
- 一般社団法人演奏家権利処理合同機構 (MPN)
- 一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会

(2) 個人:2,234者

3. 意見の分類

① ガイドライン改訂案に対する賛成意見	50者(2.2%)
② ガイドライン改訂案に対する具体的な修正意見	8者(0.4%)
③ ガイドライン改訂案に対する総論的な意見(①及び②以外)	158者(7.0%)
④ ガイドライン改訂案に対する意見ではないが、製作取引に関係する意見 ※	1,951者(86.9%)
⑤ ガイドライン改訂案にも製作取引にも関係しない意見	79者(3.5%)

※ アニメ業界の労働環境や待遇等の改善に関する意見が多数あり。

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(改訂版)(案)に対する主な意見と考え方

項目	提出された主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「下請法の対象とならない取引」における書面等の交付 (パブコメ案)</p> <p>本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録をできる限り残すことを推奨する。また、以下の場合においては、できる限り下請法上求められる書面と同様の書面又は適切な書類を交付することを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作会社から要請があった場合 ・金額が大きい場合 ・個人情報扱う場合 ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合 	<p>○ 製作会社にとってだけでなく、放送局にとっても取引の内容を記した書面は、後々のトラブルの種を残さないために必須と考えるので、今回の記載を歓迎。</p> <p style="text-align: center;">＜全日本テレビ番組製作社連盟＞</p> <p>○ 下請法の対象とならない取引における書面等の交付に関する記述をガイドラインに記載するとしても、(本文ではなく)「望ましいと考えられる事例」として記載することが適切であると考え。</p> <p style="text-align: center;">＜日本民間放送連盟＞</p>	<p>下請法の対象とならない取引における書面等の交付については、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成30年度フォローアップ調査結果の結果及び検証・検討会議での議論を踏まえ、取引をめぐる事後のトラブルを回避する観点から盛り込むこととしたものであり、原案を一部字句修正し本文に記載。</p>
<p>著作権の帰属</p>	<p>○ 著作権の帰属は、適正な製作費を確保することと並んで、製作会社の経営にとって重要。平成31年3月～4月に当連盟が行ったアンケート結果において、放送事業者が部分的、又は費用の負担等の形式的な関与によって、(原則として製作会社に著作権が帰属する)「完全製作委託型番組」とならないケースを問題視する声が上がっている旨を記載することを検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">＜全日本テレビ番組製作社連盟＞</p>	<p>本文該当部分に意見の趣旨を追記。</p>
<p>ガイドラインの対象</p>	<p>○ 現在、インターネット動画配信サービスが広く展開されていることから、ガイドラインの対象には、放送事業者のみならず、インターネット動画配信事業者も含めるべきではないか。</p> <p style="text-align: center;">＜個人＞</p>	<p>インターネット動画配信事業者の扱いについては、今後の検討課題とする。</p>
<p>アニメ業界の労働環境や待遇等の改善</p>	<p>○ アニメーションは日本の一大産業となっているが、アニメーターへの還元が十分ではない。報酬が不十分であり、長時間労働も課題。</p> <p style="text-align: center;">＜個人＞</p>	<p>今後の参考とするとともに、アニメの制作委員会に関しては、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省とも共有する。</p>
<p>相談窓口の設置</p>	<p>○ 立場が弱い下請事業者やクリエイターが安心して駆け込める匿名性が保証された専門の相談窓口が必要ではないか。</p> <p style="text-align: center;">＜個人＞</p>	<p>相談窓口の整備については、令和元年度予算において、放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等専門家に相談できる場の整備を試行的に実施する。</p>
<p>改訂ガイドラインの周知啓発</p>	<p>○ 特に発注側が改訂ガイドラインに則って適正な取引を行うよう、周知徹底の実施方法について十分に検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">＜個人＞</p>	<p>「放送コンテンツ適正取引推進協議会」をはじめとする関係団体、関係省庁と緊密に連携し、改訂ガイドラインの多面的な周知啓発、遵守徹底を図っていく所存。</p>